

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を順守し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	マイナンバー管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特例申請者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業経済部ふるさと納税・経営支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市産業経済部ふるさと納税・経営支援課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	組織として定期的な研修を実施し、個々の意識を高め、改めて学ぶ機会を作るとともに、ダブルチェックを徹底し、複数の目で確認することで人為的ミス発生リスクへの対策を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	リスク対策は個々がどれだけリスクについて自分事と捉え、当該対策の重要性を認識できるかが重要である。慣れや意識の低下で簡単にミスは起こる。それは人為的なミスにとどまらず、システム導入時や業務委託時等のリスク対策にも表れる。そのため、組織として定期的な研修を実施し、個々の意識を高め、改めて学ぶ機会を創出するとともに、ダブルチェックを徹底など、複数の目で確認し、個人および組織で対応することでリスクへの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I－5－② 所属長	納税課長 中野 洋一	納税課長 杉村 幸紀	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	II－1 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II－2 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月2日	II－1 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月2日	II－2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II－1 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II－2 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II－1 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II－2 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	I－5－② 部署	理財部納税課	産業経済部地域経済課	事後	組織改正に伴う変更
令和5年11月13日	I－8 連絡先	松山市理財部納税課	松山市産業経済部地域経済課	事後	組織改正に伴う変更
令和5年11月13日	II－1－① 評価対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	時点修正
令和5年11月13日	II－1－② いつの時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II－2－② いつの時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	I－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項及び別表第一16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う変更
令和7年3月14日	I－5－① 部署	産業経済部地域経済課	産業経済部ふるさと納税・経営支援課	事後	組織改正に伴う変更
令和7年3月14日	I－8 連絡先	松山市産業経済部地域経済課	松山市産業経済部ふるさと納税・経営支援課	事後	組織改正に伴う変更
令和7年3月14日	II－1 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	II－2 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	IV－8 リスクへの対策		十分である	事後	新規
令和7年3月14日	IV－8 判断の根拠		組織として定期的な研修を実施し、個々の意識を高め、改めて学ぶ機会を作るとともに、ダブルチェックを徹底し、複数の目で確認することで人為的ミス発生へのリスクへの対策を行っている。	事後	新規
令和7年3月14日	IV－11 最も優先度の高い対策		従業者に対する教育・啓発	事後	新規
令和7年3月14日	IV－11 対策は十分か		十分である	事後	新規
令和7年3月14日	IV－11 判断の根拠		リスク対策は個々がどれだけリスクについて自分事と捉え、当該対策の重要性を認識できるかが重要である。慣れや意識の低下で簡単にミスは起こる。それは人為的なミスにとどまらず、システム導入時や業務委託時等のリスク対策にも表れる。そのため、組織として定期的な研修を実施し、個々の意識を高め、改めて学ぶ機会を創出するとともに、ダブルチェックを徹底し、複数の目で確認することで人為的ミス発生へのリスクへの対策を行っている。	事後	新規